

①国名	Republic of Singapore (SG) (シンガポール共和国)				
②名称	Ministry of Law / Intellectual Property Office of Singapore (IPOS)				
③所在地	1 Paya Lebar Link #11-03 PLQ 1, Paya Lebar Quarter Singapore 408533				
④連絡先	(電話) (65) 6339 8616 (FAX) (65) 6339 0252 (E-mail) <a href="mailto:IPOS_enquiry@ipos.gov.sg">IPOS_enquiry@ipos.gov.sg</a> (internet) <a href="http://www.ipos.gov.sg/">www.ipos.gov.sg/</a>				
⑤組織の長	Chief Executive : Mrs. Rena Lee				
⑥沿革	<p>(1) 1937年に商標法が施行された。商標特許登録局が設立され、主として商標監督機関及び英国登録特許の再登録機関となった。</p> <p>(2) 新特許法が1995年2月23日に施行され、特許制度が確立された(実用新案制度はない)。</p> <p>(3) 2000年10月に商標に関するマドリッド協定議定書に加盟し、商標登録手続きが開始された。</p> <p>(4) 意匠制度は、英国で登録された意匠登録が自動的にシンガポールに及んでいたが、新意匠法が2000年11月13日に施行され、意匠登録局が設立された。また、IPOSのワンストップ・カスタマイズ・総合マルチプル特許データベースソースの検索ポータルであるSueff(<a href="http://www.surfip.gov.sg/">http://www.surfip.gov.sg/</a>)がスタートした。</p> <p>(5) 2001年4月にIPOSは、法務省の法定機関に変更された。</p> <p>(6) 2002年1月にオンラインによる商標出願制度である電子商標出願システムが構築され、スタートした。</p> <p>(7) 2002年6月に、IPOS1の知的財産教育センター及び資源センター(IPERC)がスタートした。</p> <p>(8) 2003年1月に、米国・シンガポール自由貿易協定の知的財産の章に関する交渉が終了。</p>				
⑦所管	特許、意匠、商標、著作権、半導体集積回路の回路配置の保護、植物新品種の保護、地理的表示、営業秘密の保護				
⑩加盟条約	WIPO 1990/12/10	ベルヌ 1998/12/21	ブリュッセル 2005/4/27	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1995/2/23	PLT	レコード保護	ローマ
	シンガポール 2009/3/16	TLT	ワシントン	WCT(著作権) 2005/4/17	WPPT(演奏及びレコード) 2005/4/17
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
	1995/2/23	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト 2005/4/17	
	マドリッド(標章)	マドプロ 2000/10/31	PCT 1995/2/23	ロカルノ	ニース 1999/3/18
	ストラスブール	ウィーン	WTO 1995/1/1		

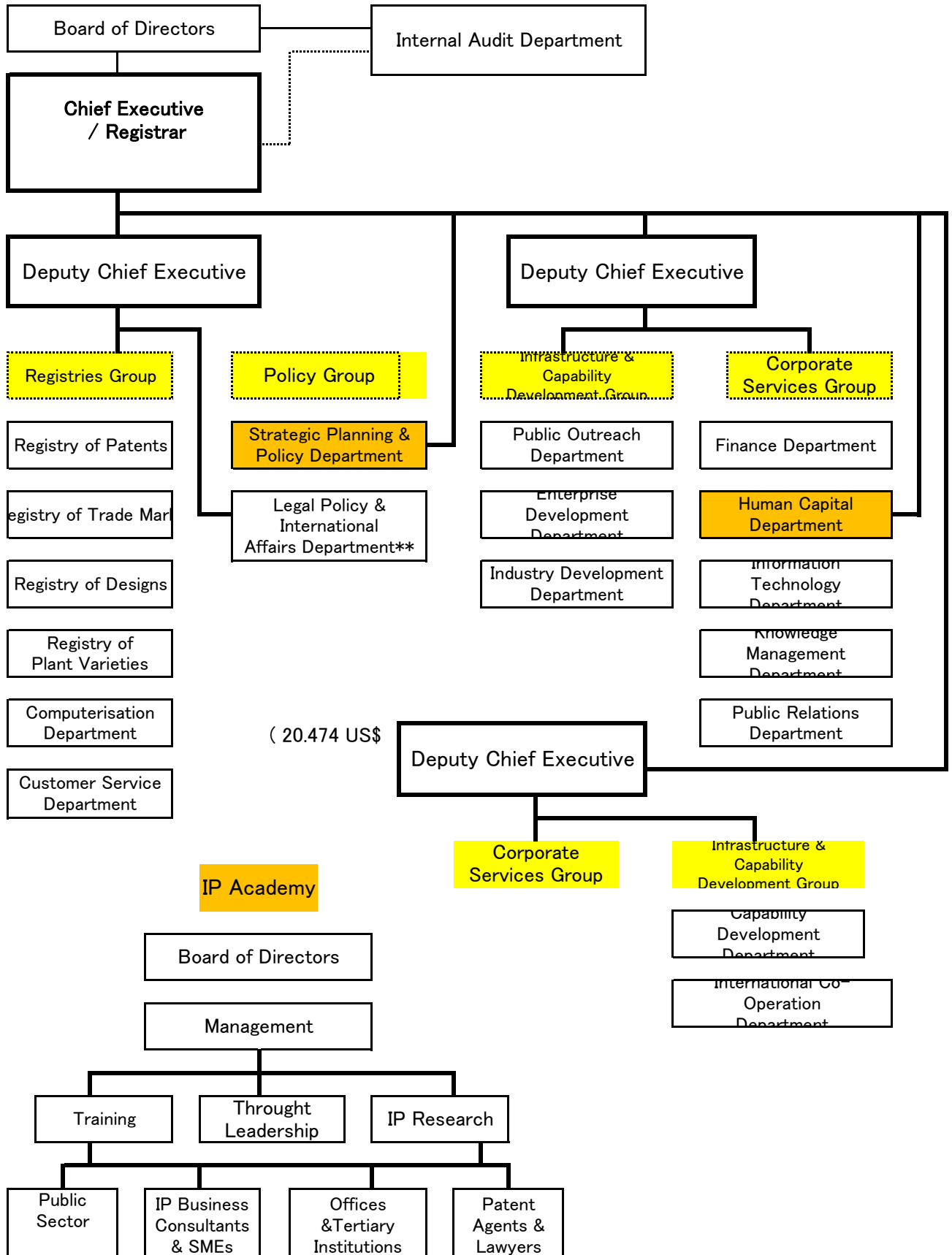
①国名	Republic of Singapore (SG) (シンガポール共和国)					
①統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	14,136	13,265	14,590	14,653
		(内 外国出願)	12,409	11,487	12,566	12,945
		(内 日本から)	2,115	1,751	1,748	1,772
		(内 PCTルート)	8,914	9,163	10,458	10,788
	意匠	全数	2,365	2,063	2,555	2,317
		(内 外国出願)	1,990	1,703	2,086	2,006
		(内 日本から)	240	184	180	202
	商標	全数	26,586	26,560	30,647	27,821
		(内 外国出願)	20,097	19,209	21,717	20,413
		(内 日本から)	2,097	1,862	1,899	1,809
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	4,188	5,386	6,488	3,886
		(内 外国出願)	3,924	5,054	6,057	3,620
		(内 日本から)	847	1,114	1,293	721
		(内 PCTルート)	3,136	3,945	4,796	2,899
	意匠	全数	2,259	2,230	2,441	2,049
		(内 外国出願)	1,898	1,893	2,005	1,781
		(内 日本から)	236	203	177	175
	商標	全数	28,092	26,815	28,251	25,339
		(内 外国出願)	21,799	20,462	21,195	19,450
		(内 日本から)	2,365	2,082	1,895	1,845
(出典): WIPO IP Statistics						

①国名

Republic of Singapore (SG)  
(シンガポール共和国)

⑫ 組 織

<組織図> シンガポール特許庁(IPOS)は、Ministry of LAW (法務省)の下部組織である。



(出典):シンガポール特許庁(IPOS) HP

①国名	Republic of Singapore (SG) (シンガポール共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2022年6月10日施行
	③地理的効力の範囲	シンガポール国内のみ
	④他国制度との関係	新規性調査及び実体審査は、自国だけではなく、オーストリア特許庁、ハンガリー特許庁及びデンマーク特許商標庁にも委託されている。 また、オーストラリア、カナダ(英語)、ニュージーランド、英国、米国、欧州(英語)、韓国、及び日本の調査及び審査の最終結果又は対応PCT出願の国際段階における調査及び審査の最終結果に基づき、実体審査、補充審査を行っている。
	⑤出願人資格	発明者、共同発明者及び承継人(自然人、法人)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。有効な業務証明書を有する登録特許代理人又は弁護士、若しくは登録外国特許代理人の資格を有する者を代理人とする必要がある。 (特許法第104条、105条)
	⑦出願言語	英語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	特許証交付の日から効力を有し、出願日から20年の終了まで。(特許法第36条) また、次の3つの何れかに該当するときは、特許の存続期間の延長を申請することができる。 (1) 特許付与手続きにおけるIPOSの「不当な」遅延。 (2) 対応する特許付与手続きの不当な遅延が対応する特許について期間延長の取得、及びIPOSにおける特許の付与を含む当該特許付与手続きに依拠する場合。 (3) 特許の主題である製品についてのシンガポールにおける市販認可の遅延。 (特許法第36A条(1)(a)~(c))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (特許法第14条(2))
	⑩グレースピリオド	有。次の各開示に関して特許出願の出願日直前の12月と規定されている。 (1) 発明者又は発明者から知得した者、及びこの知得者から知得した者による不法な又は信義に反する開示 (2) 発明者又は発明者から知得した者から内密に当該事項を知得した者による信義に反する開示 (3) 発明者による当該発明の国際博覧会における展示 (4) 発明者による新聞への開示、又は発明者の同意による学術団体の会報への公表に起因する開示 (特許法第14条(4))
	⑪非特許対象	(1) 次の条件を満たさない発明 (a) 発明が新規を有すること (b) 発明が進歩性を有すること (c) 産業上の利用が可能であること (2) その開示又は使用が公序良俗に反する発明 (3) 人動物の身体の外科学又は治療方法、又は人動物の身体に対して行なわれる診断方法 (特許法第13条(1)、(3)、第16条(2))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。シンガポール特許庁(IPOS)は、特許出願の先行技術調査及び実体審査について、IPOSが発行する審査内容に関する報告書が肯定的(ポジティブ)な出願のみが登録される(ポジティブグラント制度)。  審査は以下の3ルートで行われる。 (1)国内ルート(Local Route): IPOSで、調査及び審査を行う。 出願人は、調査報告の請求と審査報告の請求とを別個に行うか、同時に行う。 審査官が作成した調査報告及び審査報告が、出願人に送られる。 (特許法第29条(1)(a)(b),(3),(4),(5)) (2)混合ルート(Mixed Route): 対応他国出願の調査の最終結果又は対応PCT出願の国際段階における調査の最終結果に基づき、IPOSで、審査を行う。 出願人が審査報告の請求を行うと、審査官が作成した審査報告が、出願人に送られる。 (特許法第29条(1)(c),(4)) (3)外国ルート(Foreign Route): 対応他国出願又はPCT出願の調査及び審査の最終結果に基づき、IPOSで補充審査報告を請求できる。(特許法第29条(1)(d),(6)) 注: 2020年1月1日以後の出願は、上記(3)外国ルートを利用できなくなった。 (特許法第29条(12)、特許規則第43条(4))

①国名	<p style="text-align: center;"><b>Republic of Singapore (SG)</b> <b>(シンガポール共和国)</b></p>																																	
		<p>*対応他国出願とは、オーストラリア、カナダ(英語)、ニュージーランド、英国、米国、欧州(英語)韓国、及び日本国の対応出願。(特許規則第41条)</p> <p>*所定期間内に、審査ルートの変更が可能。(特許法第29条(10),(11))</p> <p>審査報告又は補充審査報告に未解決の拒絶理由がある場合、拒絶理由通知が発行される。これに対して、出願人は再審査を請求できる。(特許法第29A条(3),(4))</p>																																
	⑬審査請求制度の有無	<p>有。予備審査及び方式審査により出願要件を満たしていることの通知を受けた後、国内ルート(Local Route)及び混合ルート(Mixed Route)の場合には、優先日又は出願日(分割出願の場合には、分割出願の実際の提出日)から36月以内に、審査報告を請求しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(特許規則第43条)</p> <p>外国ルート(Foreign Route)の場合には、優先日又は出願日(分割出願の場合には、分割出願の実際の提出日)から54月以内に、補充審査報告を請求しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(特許規則第43条)</p>																																
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	<p>有。</p> <p>(国内) SG Patent Fast Trackを利用できる。</p> <p>(国際) (1)ASEAN特許審査協カプログラムと(2)PPHプログラムを利用できる。</p>																																
	⑮出願公開制度の有無	<p>有。2004年7月1日以降の出願は、出願日又は優先日から18月経過後に公開される。(特許法第27条、特許法施行規則29)</p>																																
	⑯異議申立制度の有無	<p>無。なお、「特許付与後の再審査」制度がある。何人も、特許が付与された後はいつでも、付与された特許に無効理由があれば、発明に関する特許明細書の再審査を行うことを登録官に求める請求書を提出することができる。(特許法第38A条)</p>																																
	⑰無効審判制度の有無	<p>有。利害関係人は、付与された特許の無効を請求できる。</p> <p style="text-align: right;">(特許法第80条(1))</p>																																
	⑱実施義務	<p>有。反競争的行為の是正に必要な場合又は政府による使用の場合に「強制実施権」が設定される可能性がある。(特許法第55条、第56条～第62条)</p>																																
	⑲費用	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">出願料(PF1)</td> <td style="text-align: right;">170 SG\$</td> </tr> <tr> <td>調査請求料(PF10)</td> <td style="text-align: right;">1,735 SG\$</td> </tr> <tr> <td>審査請求料(PF12)</td> <td style="text-align: right;">1,420 SG\$</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">40 SG\$ (20項超の各クレーム項につき加算)</td> </tr> <tr> <td>調査+審査請求料(PF11)</td> <td style="text-align: right;">1,750 SG\$</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">20 SG\$ (20項超の各クレーム項につき加算)</td> </tr> <tr> <td>特許付与料(PF14)</td> <td style="text-align: right;">210 SG\$</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">40 SG\$ (20項超の各クレーム項につき加算)</td> </tr> </table> <p>[特許権の維持に掛かる費用]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">年金(PF15)</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">5-7年次</td> <td style="text-align: right;">165 SG\$(毎年)</td> </tr> <tr> <td>8-10年次</td> <td style="text-align: right;">430 SG\$(毎年)</td> </tr> <tr> <td>11-13年次</td> <td style="text-align: right;">600 SG\$(毎年)</td> </tr> <tr> <td>14-16年次</td> <td style="text-align: right;">775 SG\$(毎年)</td> </tr> <tr> <td>17-19年次</td> <td style="text-align: right;">945 SG\$(毎年)</td> </tr> <tr> <td>20年次</td> <td style="text-align: right;">1,120 SG\$</td> </tr> <tr> <td>20年後</td> <td style="text-align: right;">1,380 SG\$(毎年、延長)</td> </tr> </table>	出願料(PF1)	170 SG\$	調査請求料(PF10)	1,735 SG\$	審査請求料(PF12)	1,420 SG\$		40 SG\$ (20項超の各クレーム項につき加算)	調査+審査請求料(PF11)	1,750 SG\$		20 SG\$ (20項超の各クレーム項につき加算)	特許付与料(PF14)	210 SG\$		40 SG\$ (20項超の各クレーム項につき加算)	年金(PF15)		5-7年次	165 SG\$(毎年)	8-10年次	430 SG\$(毎年)	11-13年次	600 SG\$(毎年)	14-16年次	775 SG\$(毎年)	17-19年次	945 SG\$(毎年)	20年次	1,120 SG\$	20年後	1,380 SG\$(毎年、延長)
出願料(PF1)	170 SG\$																																	
調査請求料(PF10)	1,735 SG\$																																	
審査請求料(PF12)	1,420 SG\$																																	
	40 SG\$ (20項超の各クレーム項につき加算)																																	
調査+審査請求料(PF11)	1,750 SG\$																																	
	20 SG\$ (20項超の各クレーム項につき加算)																																	
特許付与料(PF14)	210 SG\$																																	
	40 SG\$ (20項超の各クレーム項につき加算)																																	
年金(PF15)																																		
5-7年次	165 SG\$(毎年)																																	
8-10年次	430 SG\$(毎年)																																	
11-13年次	600 SG\$(毎年)																																	
14-16年次	775 SG\$(毎年)																																	
17-19年次	945 SG\$(毎年)																																	
20年次	1,120 SG\$																																	
20年後	1,380 SG\$(毎年、延長)																																	
	⑳料金減免措置の有無	<p>無。</p>																																
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無(備考)	<p>無。</p>																																

①国名	Republic of Singapore (SG) (シンガポール共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2019年11月21日公布
	③地理的効力の範囲	シンガポール国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。出願人はシンガポールにおける送達先を届けなければならない、シンガポールに非居住の出願人はシンガポールに居住の代理人を選任しなければならない。 (意匠規則7)
	⑦出願言語	英語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年間。5年毎に2回更新できる。(最長15年) (意匠法第20条、第21条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物
	⑩「グレースピリオト」	有。次の事項が規定されている。期間は、開示日から6月。 (1) 公式又は公認の博覧会における意匠の展示。 (2) 出願人又は当該出願人の前権利者以外の他人により、当該他人又は別人により行われた不法行為の結果としての意匠の開示。 (意匠法第8条)
	⑪不登録対象	(1) 新規性のない意匠 (2) 開示又は使用が公序良俗に反する意匠 (3) 如何なるコンピュータ・プログラム又は配置設計 (4) 彫刻作品(生産過程で増産されるひな形又は模様として使用された又は使用される予定の鋳造物又はひな形を除く) (5) 壁額、記章及び円形模様 (6) 文学的又は芸術的特徴を有する印刷物で、本のカバー、カレンダー、証明書、クーポン券、衣服製造の型紙、グリーティングカード、ラベル、ちらし、地図、図面、トランプ、ポストカード、スタンプ、業務広告、業務形式及び業務用名刺、版画及び類似品を含む (意匠法第5条、第6条、第7条、意匠規則 9)
	⑫実体審査の有無	無。方式要件についてのみ審査のみが行われる。意匠登録出願が、方式要件を満たしていると登録され、公報により公告される。(意匠法第16条(1)、第19条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。当該部品を個別に製造し、かつ販売することができる場合には、当該部品は意匠登録により保護を受けることができる。(意匠法第2条)
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。複数の物品が、相互に明白に区別されず、単一の意匠概念に包含されて実質的に類似する顕著な意匠の特徴を有するときは、組物の意匠として保護される。 (意匠法第2条)
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟)
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は登録後、公報により公告(公開)される。 (意匠法第18条)
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。 (意匠法第16条(1)、第18条、第27条)
	㉒無効審判制度の有無	有。利害関係人は、登録官又は裁判所に対して、意匠登録の取消を請求することができる。 (意匠法第27条)
	㉓登録表示義務	無。登録標記は義務ではないが、登録標記を行わなかった場合には、損害賠償の算定時に不利益な取扱を受けることがある。
	㉔費用 単位	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料(D3) 200 SG\$

①国名	Republic of Singapore (SG) (シンガポール共和国)	
	SG\$ (シンガポール ・ドル)	
	②⑤料金減免措置 の有無	[意匠権の維持に掛かる費用]
		存続期間更新料(D8)(各登録についての料金)
		最初の5年間 220 SG\$
		第2期の5年間 330 SG\$
		第3期の5年間 440 SG\$
		第4期の5年間 550 SG\$
	無。	

①国名	Republic of Singapore (SG) (シンガポール共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2022年6月10日施行
	③地理的効力の範囲	シンガポール国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、サービス、団体商標、証明商標 (商標法第5条(1)、(2)、第60条、第61条)
	⑥商標の種類	(A) 従来型商標(文字、記号、図形及びこれらの組合など) (B) 非従来型商標(外装、音響、動態、ホログラム、色彩、立体形状及び匂いなど) (商標法第2条(1)並びにIPOSのHPより)
	⑦出願人資格	自然人及び承継人(自然人、法人)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第8条)
	⑨本国登録要件	
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。出願人はシンガポールにおける送達先を届けなければならず、シンガポールに非居住の出願人はシンガポールに居住の代理人を選任しなければならない。 (商標法第9条)
	⑪出願言語	英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録日とみなされる出願日から10年間。10年ごとに更新できる。 (商標法第18条)
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	(1) 商標の定義を満たさない標章 (2) 独自性を欠く商標 (3) 取引において商品の製造又は役務の提供の種類、品質、数量、意図される目的、価値、地理的出所、時期又は商品又は役務のその他の特徴を指定するために用いられ得る標章又は表示のみから構成される商標 (4) 現代の言語又は善意において慣習となり、商慣習を確立した標章又は表示のみから構成される商標 (5) 商品自体の性質に由来する形状のみからなる標章 (6) 技術的成果を取得するために必要な商品の形状のみからなる標章 (7) 商品に実質的価値を与える形状のみからなる標章 (8) 公的政策又は風俗に反する標章 (9) (商品又は役務の性質、品質又は原産地等に関して) 公衆を欺く性質を持つ標章 (10) その使用が成文法又は法の原則によりシンガポールにおいて禁止されている標章 (11) 当該出願が悪意で行われている標章 (12) ぶどう酒又は蒸留酒に関する地理的表示を含む又はこれにより構成され、当該商標が当該の地理的表示に示されている地を出所としないぶどう酒又は蒸留酒に関して用いられる場合又は用いられることが意図される商標 (商標法第7条)
	⑮防護標章制度の有無	無。防護標章制度としては規定されていないが、需要者の間に広く認識されている登録商標は、侵害の規定が拡張して運用されており、保護されている。
	⑯周知商標制度の有無	有。パリ条約又はTRIPS協定に基いて周知商標として保護されている商標は、たとえシンガポールにおいて登録又は使用されていなくとも、シンガポール商標法に基いて保護される。 (商標法第55条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。出願が受け付けられた後、IPOSにおいて各分類毎に分離され、その後の審査も各分類毎に行われ、登録も各分類毎に行われる。更新も同様である。(商標規則17)
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。登録要件を満たすか否かが審査される。 (商標法第12条、商標規則24)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度	無。出願公開制度ではないが、商標登録出願が登録要件を満たしていると登録



①国名	Republic of Singapore (SG) (シンガポール共和国)	
	の有無	され、公告される。(商標法第13条(1))
	②異議申立制度の有無	有。出願公告日から2ヶ月以内
		(商標法第13条(2)、商標規則29)
	③無効審判制度の有無	有。商標の無効は、何人も、登録官又は裁判所に請求することができる。
		(商標法第22条)
	④不使用取消制度の有無	有。5年間の不使用は、不詳取消の対象となる。
		(商標法第22条(1)、第109条)
	⑤商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。
		(商標規則19)
	⑥図形要素の分類	無。
	⑦譲渡要件	無。商標権は、営業権を伴うことなく譲渡することができる。
		(商標法第38条)
	⑧費用	[出願から登録までに掛かる費用]
	単位	出願料(TM4) 280 SG\$(完全事前承認済各分類について)
	SG\$	380 SG\$(未完全事前承認各分類について)
	(シンガポール・ドル)	
		[商標権の維持に掛かる費用]
		存続期間更新料(TM19) 440 SG\$(各分類について)
	⑨料金減免措置の有無	無。